

令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務

(2) 事業の目的

別添「令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務仕様書」に基づく。

(3) 事業内容

別添「令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務仕様書」に基づく。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

16,192千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「スマート林業研修委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。（ガイドラインより）

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 令和3年4月1日以降に官公庁発注のGIS操作に関する研修に携わった実績を有すること。

6 説明会

- (1) 日時
令和8年4月21日（火）午後3時から
- (2) 開催方法
オンライン（Zoomを使用）
- (3) 説明会への参加
説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙様式1）により、令和8年4月17日（金）午後5時までにFAX又は電子メールでお申し込みください。オンライン参加のURLを令和8年4月20日（月）午後5時までに参加申込書記載のメールアドレスに送信します。時間までに確認できない場合は電話にて問い合わせをお願いします。なお、2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加とします。

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月28日（火）午後5時（厳守）までに別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年5月7日（木）午後5時までに森づくり推進課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、別紙様式3による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式4	A4縦	1部
3	提出者の概要（団体概要等）及び	任意	A4縦	1部

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
	経営状況（決算書等）が分かる書類			
4	都道府県税の納税証明書	—	A 4 縦	1 部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A 4 縦	1 部
6	類似業務等の実績が分かる資料	任意	A 4 縦	1 部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時必着

③ 提出先

〒780-0850 住所：高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課（担当：戸田、谷本）

TEL：088-821-4574 FAX：088-821-4576

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部森づくり推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月12日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務公募型プロ

ポータル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年6月5日（金）頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

12 日程

令和8年4月15日（水）	募集要領の公示
令和8年4月21日（火）	説明会
令和8年4月28日（火）	質疑書の提出期限
令和8年5月8日（金）	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和8年5月22日（金）	企画提案書の提出締切り
令和8年5月29日（金）頃	審査委員会（日程が決まり次第、追って連絡します）
令和8年6月5日（金）頃	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 お問い合わせ先

高知県林業振興・環境部森づくり推進課

担当者：戸田、谷本

TEL：088-821-4574 FAX：088-821-4576

E-mail：030201@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。